

ウクライナ避難民に対する支援について

令和4年5月6日現在、4名のウクライナ避難民を把握したところである。

今後も増加が予想されるため、避難民が板橋区で安心して生活することができるよう、できる限りの支援策を検討し、受け入れ態勢を整える必要がある。

については、(公財)板橋区文化・国際交流財団(以下、「財団」という。)と連携して、下記のとおりウクライナ支援におけるワンストップ窓口を開設し、まずは一元的に相談を受け付け、その内容に応じて関係所管と連絡・調整を図りながら、生活全般に係る様々な支援につなげていく。

記

1 相談窓口

板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所本庁舎8階
区民文化部文化・国際交流課 文化・国際交流係 (3579)2018

2 開設日

令和4年4月26日(火)から

3 相談時間

月曜日から金曜日(祝日を除く)午前9時から午後5時まで

4 対応言語

ウクライナ語、ロシア語、英語、やさしい日本語

※ウクライナ語とロシア語での窓口相談は、音声通訳機及び電話通訳を介して対応する。

※電話による問い合わせは英語のみ対応する。

5 対象者

ウクライナから避難してきた人又はその家族、身元保証人など

6 支援体制（4月26日時点）

国や東京都、企業等の支援策を含め、ウクライナ避難民の支援に関する情報を集約し、相談内容に応じた支援をワンストップ窓口で実施していく。

（1）ワンストップ窓口における支援

- ① 音声通訳機及び電話通訳を介した相談や要望の聞き取り
- ② 避難民の把握
- ③ 情報の集約・提供

（2）住まいに関する支援

区営住宅の提供（目的外使用、無償）

（3）生活支援

- ① ホームビジットを活用した生活支援（財団）
- ② 在留資格を「短期滞在」から「特定活動」に変更するための支援
- ③ 国や日本財団等の一時金申請手続きの支援
- ④ 一時金の支給（財団）

（4）言葉に関する支援

- ① 音声通訳機の貸与による生活支援
- ② 語学ボランティアによる翻訳・通訳支援（財団）
- ③ 日本語教室の受け入れ（財団）

（5）子育て・教育支援

- ① 保育園の受け入れ（利用料免除）
- ② 区立幼稚園の受け入れ（利用料免除）
- ③ 小・中学校の受け入れ、近隣の日本語学級の受け入れ、スクールカウンセラー派遣、学校生活支援員の派遣要件の緩和
- ④ 就学援助の基準緩和
- ⑤ あいキッズの受け入れ

（6）就労支援

- ① いたばし生活仕事サポートセンターにおける就労支援
- ② 区内企業に対する受け入れの打診

そのほか、区民に提供しているサービス（施設の利用や各種健（検）診、相談など）を実施していく。

また、新たな支援策がまとまり次第、上記の支援策に加えていく。